

鳥取県版小さな拠点づくり推進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県版小さな拠点づくり推進支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域の安全安心な暮らしを守るために必要な機能を維持し、持続可能な地域の活性化を図るため、中山間地域の集落や地域住民が連携して取り組む小さな拠点づくりについて、小さな拠点の立ち上げや機能の拡充、持続的な運営及び若い担い手の育成を目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中山間地域

鳥取県みんなで行き届く中山間地域振興条例(平成20年鳥取県条例第63号)及び鳥取県みんなで行き届く中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則(平成20年鳥取県規則第91号)に定める地域。

(2) 小さな拠点づくり

小学校区など、複数の集落で構成される基礎的な生活圏において、住み慣れた地域に安心して暮らし続けることができるよう、住民同士の話し合いを通じて暮らしを守るための仕組みづくりの実践に取り組むこと。

(3) 広域的な地域運営組織

単一集落を超えた広域的な地域単位(小学校や地区公民館等)で、地域の暮らしを守るため地域住民が中心となって形成され、様々な関係主体とともに地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織として市町が認める団体。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に別表の第6欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第7欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)以下とする。

3 前2項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

4 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、原則として県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請時期は、原則として、事業開始の20日前までとする。ただし、市町の予算措置が未定の場合は予算決定後速やかに申請するものとし、4月1日を補助対象とする場合は4月10日までに申請するものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとし、別表の第1欄に掲げる(2)の事業においては所管の地方機関の長に提出し、(1)の事業においては知事宛で中

山間・地域交通局中山間地域政策課に提出するものとする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 前条による交付申請を受けた知事及び所管の地方機関の長は、本補助金の交付決定を、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額を伴う変更

（2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

（1）間接補助事業に係る前条第1項に定める変更

（2）間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨

を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1)規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。

(2)規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。ただし、別表第1欄の(2)の事業については、第2号に係る書類の添付として、事業年度の翌年の6月30日までに様式第3号を提出しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、必要に応じて地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 「鳥取県スーパーコンパクトビレッジ(小さな拠点プラス)促進支援事業費補助金交付要綱」(平成28年3月23日付第201600001066号元気づくり総本部長通知)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 県補助限度額
(1)鳥取県版小さな拠点づくり支援事業【日本財団共同プロジェクト】	・市町 ・日本財団支援事業の事業実施主体	中山間地域において、小さな拠点づくりに係る次の経費であつて、日本財団支援事業に関連するもの。 ア 日本財団による整備支援（車両導入や施設整備等）に付随する計画策定や運営費等推進事業費 イ その他事業実施に不可欠な経費 人件費及び食糧費は除く。	10/10	市町	10/10	1拠点当たり5,000千円又は日本財団による支援額の1/10相当
(2)鳥取県版小さな拠点担い手育成支援事業	・広域的地域運営組織又は市町が同等と認める団体 ・複数集落で構成する住民団体等	中山間地域において、地域の活動拠点を活用した取組で、地域課題の解決に向けた取組を行うなど小さな拠点づくりの発展が見込まれる団体等が、次世代のリーダーとして概ね60歳以下の担い手を雇用・確保して育成するのに必要な次の経費 ア 担い手活動費（担い手に係る給料・社会保険料・旅費等） イ 担い手に対する研修等に必要な経費（受講料、旅費、賃金、需用費、使用料、燃料費等） ウ 地元での研修会、イベント開催等に必要な経費（講師謝金・旅費、印刷製本費、使用料、需用費等） エ その他事業実施に必要な経費	10/10	市町	1/2	1拠点当たり1,500千円/年 なお、事業開始から3年間を限度とする。
(3)鳥取県版小さな拠点づくり支援事業【複数拠点での無償運送モデル支援】	市町	複数の小さな拠点づくりの実践地域において、移動手段を持たない高齢者等を対象として、市町所有の車両を活用し、地域住民を主体として地域内を無償運送する仕組みを構築するモデル事業に必要な車両購入費（車両本体価格及び必要最低限と認められるオプションに係る費用に限る。車両導入に係る税金や販売諸費用等は除く。）	-	-	1/2	1台当たり2,000千円

(1)については、1拠点あたり拠点を構成する機能全体のなかで県負担額と同額以上の額を市町が負担すること。

様式第1号(第5条、第11条関係)

鳥取県版小さな拠点づくり推進支援事業計画及び収支予算書(実績報告及び収支決算書)

1 事業実施主体

事業実施主体名	
代表者氏名	
所在地・連絡先	
市町担当課・担当者名 (連絡先)	

2 事業の概要

事業実施期間	年 月 ~ 年 月
事業実施地区	町 地区
現在の取組概要	
事業区分	現在の取組概要
小さな拠点づくり 支援事業	
小さな拠点担い手 育成支援事業	

取組概要には、申請(報告)時点の事業実施地域における小さな拠点づくりの取組を記載すること。

3 事業の実施方針(実施結果)

--

交付申請：2の「現在の取組概要」を踏まえ、申請年度の実施方針と実施予定を記載すること。

実績報告：2に報告時点の取組を記載し、本欄には実施結果を記載すること。

4 事業費内訳及び算出根拠

(単位：円)

事業区分	科目	積算	事業費	財源内訳		
				県費	市町村費	その他
	小計					
	小計					
合計						

規則第12条に係る変更申請の場合、変更前を()で記すこと。

5 他の補助金の活用の有無 (有・無)

他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに をしてください。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 仕入れ控除税額の有無 （有・無）

仕入れ控除額の「有」「無」のいずれかに をしてください。

「無」の場合には、その理由を記載してください。

（ 免税事業者であるため ・ その他 （ ） ）

7 収支予算（決算）

(1) 収入の部 (単位：円)

負担区分	本年度予算（精算）額	摘 要
1 県補助金		
2 市町村費		
3 その他		
合 計		

(2) 支出の部 (単位：円)

科 目	本年度予算（精算）額	摘 要
合 計		

8 事業完了（予定）年月日

9 添付書類

(1) 事業計画申請時

ア 事業計画の詳細が把握できる事業費内訳書、見積書等

イ 事業実施主体の概要が把握できる資料（団体の規約、構成員の所属、氏名、役割等）

ウ 別表第1欄の(2)の事業については、対象となる担い手の氏名、年齢、性別、住所等が把握できる資料、被雇用者の事業年度事業計画書及び年間収支予算書

エ 別表第1欄の(3)の事業については、複数の小さな拠点づくりの実践地域での活用計画

(2) 事業実績報告時

ア 事業実績の詳細が把握できる事業費内訳書

イ 小さな拠点づくりの受益範囲図面及び関連写真、印刷物、領収書の写し等

ウ 別表第1欄の(1)の事業については、日本財団が支援した事業内容がわかる資料

エ 別表第1欄の(2)の事業については、対象となる担い手の勤務状況が把握できる資料(出勤簿等) 研修報告書、講習会等開催記録資料、小さな拠点づくりの実践活動に係る収支決算（見込）書

オ 別表第1欄の(3)の事業については、実際の活用スケジュール

様

職氏名

印

鳥取県版小さな拠点づくり推進支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県版小さな拠点づくり推進支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

(担当・連絡先:)

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、.....とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、.....とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県版小さな拠点づくり推進支援事業費補助金交付要綱(平成29年3月31日付第201600195522号鳥取県元気づくり総本部長通知。以下「要綱」という。)第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

(別表第1欄に掲げる補助事業の(2)の場合は次のとおりとする。)

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、地域再生法(平成17年法律第24号)、地域再生法施行令(平成17年政令第151号)、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知)及び地方創生推進交付金交付要綱(平成28年8月1日付府地事第291号内閣府事務次官通知)の規定に従わなければならない。

1 事業実施主体の概要

実施主体名	
代表者氏名	
所在地・連絡先	
拠点名(上欄と異なる場合は所在地)	

2 事業の概要

(1)取組内容	
(2)対象集落別人口・高齢化率、地区合計・平均	

3 小さな拠点づくり実践に係る実績

事業実施年	前年度(年 月~ 月)	当年度(年 月~ 月)
利用者総数(延数)	人	人
運営スタッフ数 (常時、臨時別)	人	人
収支決算 (単位:千円) 収入 売上げ その他収入 補助金 収入合計(C)		
支出 人件費 運営費 費 等 支出合計(D)		
差引(C-D)		

その他、収入、支出項目については適宜変更・追加してください。なお、事業実施年については、事業開始から1年間を原則とします。

4 今後の課題及び対応策

今後の課題	
課題に対する対応策	

利用者の声等についても記載してください。

この様式は事業実施翌年度の6月30日までに提出すること。

年 月 日

様

印

年度鳥取県版小さな拠点づくり推進支援事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県版小さな拠点づくり推進支援事業費補助金について、鳥取県版小さな拠点づくり推進支援事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額(3 - 2)
金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。